

平成26年度 第2回

焼津市国民健康保険運営協議会

議 事 録

日時：平成26年12月8日(月)

午後1時43分～午後2時25分

場所：焼津市会議棟203号室

平成 26 年度第 2 回焼津市国民健康保険運営協議会 議事録

1 次第

(1)開会

(2)諮問

- ・焼津市国民健康保険税の改正について

その他報告事項

- ・「限度額適用認定証」の変更について

(3)閉会

2 出席委員

被保険者代表

石田正行、村松 章、岩崎恭子、山川善子

保険医又は保険薬剤師代表

山下えり子、渡辺寿彦、高橋千恵子

公益代表

岡本康夫、戸本由紀子、大石勝正

被用者保険等代表

白川和男

3 事務局出席者

相川市民部長、小泉保険年金課長、増田保険担当主幹、萩山給付担当係長

山梨納税促進課長、山梨主査

田島収納対策課長

## 4 内容

事務局 小泉課長

ただいまから、平成 26 年度第 2 回焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

開催にあたり市民部長よりあいさつをさせていただきます。よろしく申し上げます。

相川部長

(部長あいさつ)

小泉課長

それでは本日は次第にもありますように焼津市国民健康保険税の改正について、皆様に諮問をお願いします。それに先立ちまして、部長から大石会長に「諮問書」をお渡ししますので、よろしく申し上げます。

大石会長、前をお願いします。

相川部長

(諮問内容を読み上げ「諮問書」を手渡す)

小泉課長

諮問につきましては、本日の議事の中で皆様方にご審議いただきますので、よろしくお願いいいたします。

それではここで、本日の出席者数を事務局より報告します。

事務局

本日の出席者数は、被保険者代表 4 人、保険医及び保険薬剤師代表 3 人、公益代表 3 人、被用者保険等代表 1 人 以上合計 11 人ですので、焼津市国民健康保険条例第 2 条の規定により各区分ごとの委員数の過半数に達しております。したがって、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第 6 条により成立しております。

小泉課長

ここで大石会長からご挨拶いただきたいと思いますので、大石会長、議長席へお願いします。

(大石会長、議長席へ)

では、会長よろしく申し上げます。

大石会長

(会長あいさつ)

議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたしたいと思えます。議事録署名人は、石田正行委員、それと村松章委員にお願いします。

それでは早速ですが、議事に入りしたいと思います。諮問のありま

した「国民健康保険税の改正について」事務局より説明をお願いします。

小泉課長

(説明)

大石会長

ただいまの説明で、なにかご意見ご質問があれば発言をお願いします。

村松委員

藤枝はもうやってるね。  
77万の最高額が81万になるんだね。

事務局

そうです。

村松委員

81万にすると金額的には1,100万ぐらいの増になるということか。

事務局

保険税が増えます。

村松委員

年間で。

事務局

はい。

村松委員

所得の高い人が増える。大体いくらぐらい以上が(対象に)なるのか。所得割だけでも700万とか800万とか。アパートへ入っていて資産割がないとした場合とか。

事務局

国民健康保険税は医療分と後期支援分と介護納付金分となっており、それぞれ所得割と、後期支援分は資産割はないんですが、一人当たりの均当割と一世帯当たりの平等割と4つの合計となっています。所得割の医療分が5.5%、後期支援分が1.8%、介護納付金分が1.48%、3つでそれぞれ所得割をとっているの、今言ったパーセントを全部足すと8.78%になります。仮に1,000万円の所得だと所得割だけで878,000円になりますので、大ざっぱの話ですけど、1,000万円の世帯合計所得だと、81万に改正しますが、おおむね限度額の世帯になります。

岩崎委員

低所得の方には、そんなに影響ないってことでいいですよ。

大石会長

高所得者は影響あるけど、低所得者は影響ない。

山川委員

焼津に(対象者が)大勢いてくれるとありがたい。

- 大石会長                    なにかほかにご意見ございますか。
- 白川委員                    税金を納めている人はどのくらい（の金額）か。
- 事務局                      国民健康保険税 26 年度の本算定という 1 回目の課税を毎年 7 月 15 日に行っているんですが、その 7 月 15 日の計算で被保険者一人当たりをお願いしている国民健康保険税が焼津で 95,883 円となります。
- 岡本委員                    被保険者ってどれくらい（の人数）か。
- 事務局                      今現在、3 万 7 千数百人。世帯が約 22,000 世帯くらいです。
- 岡本委員                    限度額を引き上げることによって、全体で引き上げ額は、どれくらいになるんですか。一人当たり 95,000 がどれくらい上がるんですか。
- 事務局                      単純に 1,100 万円調定額が上がる計算をしていますので、後期支援分と介護納付金分を 2 万円ずつ上げることによって、おおむね高額所得者だけの税金が上がりますが、1,100 万円を 3 万 7 千数百人で割り算すると 300 円弱の計算になります。
- 白川委員                    実際に、上限に該当する人なり、家族が全世帯なり全加入者の何%か教えてもらえると皆さんわかりやすい。
- 事務局                      実数だけから申し上げますと医療分は今回上げないので変わりませんが、11 月に試算した時点では、医療分は 430 世帯、1,324 人が限度超過となっています。今回変更ないので、来年も同じです。後期支援分は現在は 461 世帯、1,439 人ですが、今回引き上げることにより限度内の世帯が増えるので、限度超は減りますが、減って 338 世帯、1,044 人となりますので、461 世帯が 338 世帯に、1,439 人が 1,044 人に減ります。介護納付金が、介護納付金っていうのは 40 歳から 64 歳の世代に限られるので、世帯数が減りますが、現在 244 世帯の 424 人、改正すると 165 世帯の 280 人に減るという計算になります。おおむね人数としては今より、4 分の 3 くらいになるような印象で、そもそも何割くらいの人がそれに該当していたかという 4%弱くらいの方が元々該当していて、改正後は 3%弱くらいの方が該当してくるということになります。



ことと思います。国保会計においては、先ほど話のありましたとおり、厳しい財政状況であることから、更なる収納率の向上と滞納対策の一層の強化、また長期的視野から市民の健康増進に力を注ぎ、特定健診・特定保健指導などの保健事業の啓発を図り、医療費の抑制につながるよう努力をしていただきたいと思います。

その他、事務局からなにかあれば、お願いします。

事務局

入院など医療費に自己負担が高額になる場合に使用する限度額適用認定証について、来年1月から変更点がありますので、説明させていただきます。A4 1枚の資料をご覧ください。上の表が現在の区分になります。所得により3つに分かれています。これが、下の表、1月から5つになります。区分は現在と同じく基礎控除後の総所得金額により判断されています。現在発行している証書の有効期限は、本来であれば来年7月31日なのですが、1月からこのように区分が変更されるため、12月31日までになっています。1月以降有効の認定証につきましては、今回は特例として、申請しなくても、市の方から郵送します。ただし、これは現在有効の認定証をお持ちで国民健康保険税の滞納がない方のみです。滞納がある場合につきましては、有効期限が切れることと納めが必要ですよという内容の通知を郵送します。70歳以上の方については、変更ありませんので、12月31日でも有効期限を切ることなく、来年7月31日まで有効のものを現在発行していますので、今回の対象ではありません。

報告させていただきます。

大石会長

以上で本日のすべての議事が終了しました。全体をとおしてなにかございましたら、お願いしたいと思います。

村松委員

わかりやすく言うと、今までは払ってから高額医療申請して、払い戻しを受けてたんだけど、事前にこうやって（認定証を使えば）全部払わなくても、初めから医療機関でわかっているものは、限度額まで払えばいいってことか。

事務局

今までも認定証はありますが、その区分が3段階から5段階に分かれたということです。

村松委員

3回目までってどういう意味か。

事務局

高額の対象になったのが、何回目か。今回、例えば9月、10月

11月、12月（とあれば）、12月は4回目となります。

村松委員 （対象になった月が）飛んだらどうなるのか。

事務局 飛んでも大丈夫。連続しなくても。あくまで、過去12ヶ月の中での回数です。

石田委員 認定証をあらかじめ受ける人は、少ないでしょうね。

事務局 普通は必要ないので、入院されたときとかそういった時ですね。風邪でかかるときは高額になりませんので、とる方はいらっしゃらない。ただ、外来でも高額になる癌の治療であるとか、そういう方ではいらっしゃると思います。

大石会長 それでは質疑を終了します。  
課長お願いします。

小泉課長 今日はありがとうございました。運営協議会の日程ですが、先の通知では24日にももう一度（開催）という予定でしたが、24日の（開催）はなくなりましたので、今日で今年を終了となります。

大石会長 これにて、平成26年度第2回焼津市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。  
ありがとうございました。